

舞鶴市下水道排水設備指定工事業者
指定申請のための提出書類一覧

担 当 経営企画課

直通電話 (0773)66-1028

	提出書類	個人事業 者の場合	法人の場 合
1	指定申請書 (用紙…市役所経営企画課にあり。 上下水道部HPからダウンロード可。)	○	○
2	個人事業者・法人代表者の 経歴書 (用紙…市役所経営企画課にあり。 上下水道部HPからダウンロード可。)	○	○
3	個人事業者・法人代表者の ①住民票記載事項証明書 …本人の分のみ・現住所の市役所にて ②身分証明書 (禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者でないこと) …本人本籍地の市役所にて	○	○
4	現在事項全部証明書		○
5	定款の写し		○
6	誓約書 (指定工事業者の欠格条項に該当しないものであることを誓約する書類) (用紙…市役所経営企画課にあり。 上下水道部HPからダウンロード可。)	○	○
7	営業所の平面図・写真・付近見取図	○	○
8	専属する責任技術者の 名簿と雇用関係を証する書類 (健康保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得通知書等の写し)	○	○
9	専属する責任技術者の 下水道排水設備工事責任技術者証の写し (日本下水道協会京都府支部発行)	○	○
10	機械器具の保有状況がわかる書類・写真 (用紙…市役所経営企画課にあり。 上下水道部HPからダウンロード可。)	○	○

※指定工事業者の欠格条項については、裏面参照。

※新規 指定手数料 1件 10,000円

第2章 指定工事業者

(指定工事業者の欠格条項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定工事業者になることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 第10条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者
- (3) 協会から責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者
- (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (5) 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (6) 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 前項第2号の規定に該当する者が法人であるときは、その代表者は、同号に規定する期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事業者の指定を受けることはできない。

(令元上下水道部規程5・一部改正)